

千葉市立中等教育学校管理規則をここに公布する。

令和3年3月17日

千葉市教育委員会教育長 磯野和美

千葉市教育委員会規則第6号

千葉市立中等教育学校管理規則

目次

- 第1章 総則（第1条～第5条）
- 第2章 組織（第6条～第17条）
- 第3章 教育課程（第18条～第22条）
- 第4章 教科書及び教材（第23条～第25条）
- 第5章 学期及び休業日（第26条～第30条）
- 第6章 生徒（第31条～第53条）
- 第7章 成績の判定及び卒業の認定（第54条～第62条）
- 第8章 施設等の管理（第63条～第69条）
- 第9章 服務（第70条～第73条）
- 第10章 文書（第74条～第79条）
- 第11章 授業料等（第80条・第81条）
- 第12章 学校評価（第82条～第84条）
- 第13章 雑則（第85条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条の規定に基づき、千葉市立中等教育学校（以下「学校」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（校則等の制定）

第2条 校長は、この規則に定めるもののほか、学校の管理運営に関し校則その他に必要な事項を定めるものとする。

（生徒定員等）

第3条 学校の生徒定員は、次のとおりとする。

校名	生徒定員						
	前期課程			後期課程			計
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	
千葉県立稲毛国際中等教育学校	160人	160人	160人	160人	160人	160人	960人

(課程・学科)

第4条 学校の後期課程の課程は単位制による全日制とし、学科は普通科とする。

(通学区域)

第5条 学校の通学区域は、千葉市内全域とする。

## 第2章 組織

(職員)

第6条 学校に、校長、教員、事務職員及び技術職員を置く。

(職及び職務)

第7条 前条に規定する職員の職及び職務は、次のとおりとする。

職員	職	職務
校長	校長	校務をつかさどり、所属職員を監督する。
教員	副校長	校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
	教頭	校長(副校長を置く学校にあっては、校長及び副校長)を助け、校務を整理し、及び必要に応じ生徒の教育をつかさどる。
	主幹教諭	校長(副校長を置く学校にあっては、校長及び副校長)及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに生徒の教育をつかさどる。
	教諭	生徒の教育をつかさどる。

	助教諭	教諭の職務を助ける。
	講師	教諭又は助教諭に準ずる職務に従事する。
	養護教諭	生徒の養護をつかさどる。
	養護助教諭	養護教諭の職務を助ける。
	栄養教諭	生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる。
	栄養助教諭	栄養教諭の職務を助ける。
	実習助手	実験又は実習について、教諭の職務を助ける。
事務職員	事務長	上司の命を受け、相当多数の職員への指導監督を行い、事務をつかさどる。
	主査	上司の命を受け、事務をつかさどる。
	主査補	
	副主査	
	主任主事	
	主事	
技術職員	総括主任 栄養士	上司の命を受け、学校給食の栄養に関する専門的業務に従事する。
	主任栄養士	
	栄養士	
	総括用務長	上司の命を受け、相当多数の職員への指導監督及び学校環境の整備その他の用務に従事する。
	用務作業主任	上司の命を受け、学校環境の整備その他の用務に従事する。
	用務主任	

	技能主任	上司の命を受け、技能業務に従事する。
	用務作業員	上司の命を受け、学校環境の整備その他の用務に従事する。
	用務員	
	技能員	上司の命を受け、技能業務に従事する。

(非常勤講師)

第8条 第6条の規定にかかわらず、必要に応じ非常勤講師及び非常勤職員を置くことができる。

(教務主任等)

第9条 学校に、教務主任、学年主任、保健主事及び研究主任を置く。

ただし、特別の事情があるときは、研究主任を置かないことができる。

2 教務主任は、校長の監督を受け、教育計画の立案その他の教務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

3 学年主任は、校長の監督を受け、当該学年の教育活動に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

4 保健主事は、校長の監督を受け、学校における保健に関する事項の管理に当たる。

5 研究主任は、校長の監督を受け、研究に関する事項について連絡調整及び指導助言に当たる。

6 第1項の規定にかかわらず、第2項に規定する教務主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときは教務主任を、第3項に規定する学年主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときは学年主任を、第4項に規定する保健主事の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときは保健主事を、それぞれ置かないことができる。

7 教務主任、学年主任、保健主事及び研究主任は、当該学校の主幹教諭又は教諭（保健主事にあつては、主幹教諭、教諭又は養護教諭）の中から校長が命じ、教育委員会に報告しなければならない。

(生徒指導主事等)

第10条 学校に生徒指導主事及び進路指導主事を置く。

2 生徒指導主事は、校長の監督を受け、生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

3 進路指導主事は、校長の監督を受け、生徒の職業選択の指導その他の進路の指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

4 第1項の規定にかかわらず、第2項に規定する生徒指導主事の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときは生徒指導主事を、第3項に規定する進路指導主事の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときは進路指導主事を、それぞれ置かないことができる。

5 生徒指導主事及び進路指導主事の発令については、前条第7項の規定を準用する。

(その他の主任等)

第11条 学校には、第9条及び前条に規定する主任等のほか、必要に応じ、校務を分担する主任等を置くことができる。

2 前項の主任等は、当該学校の教員の中から校長が命じ、教育委員会に報告しなければならない。

(主任等の任期)

第12条 第9条から前条までに定める主任等の任期は、4月1日から翌年の3月31日までとし、再任を妨げない。

2 学年の途中で主任等を命ぜられた者の任期は、前任者の残任期間とする。

(司書教諭)

第13条 学校に司書教諭を置く。

2 司書教諭は、校長の監督を受け、学校図書館に関する職務をつかさどる。

3 司書教諭の発令については第9条第7項の規定を、司書教諭の任期については前条の規定を準用する。

(学校医、学校歯科医及び学校薬剤師)

第14条 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、教育長の推薦により教育委員会が委嘱する。

(職員会議)

第15条 学校に、校長の職務の円滑な執行に資するため、職員会議を置く。

- 2 職員会議は、校長が主宰する。
- 3 前2項に規定するもののほか、職員会議の組織及び運営に関し必要な事項は、校長が定める。

(校務分掌)

第16条 学校においては、調和のとれた学校運営が行われるためにふさわしい校務分掌の仕組みを整えるものとする。

- 2 校長は、法令及びこの規則の定めるところにより、所属職員に校務を分掌させる組織及び職員の分掌事項を定めなければならない。
- 3 校長は、前項の規定により校務の分掌を定めたときは、その概要を教育委員会に報告しなければならない。

(学校評議員)

第17条 学校には、学校評議員を置くことができる。

- 2 学校評議員は、当該学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するもののうちから、校長が推薦し、教育委員会が委嘱する。
- 3 前2項に規定するもののほか、学校評議員に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

### 第3章 教育課程

(編成及び報告)

第18条 学校の前期課程の教育課程にあつては中学校学習指導要領及び教育委員会が別に定める基準により、後期課程の教育課程にあつては高等学校学習指導要領及び教育委員会が別に定める基準により、校長が定める。

- 2 前項に規定するもののほか、学校の教育課程は、中等教育学校並びに併設型中学校及び併設型高等学校の教育課程の基準の特例を定める件(平成10年文部省告示第154号)に規定する基準により定める。
- 3 校長は、教育課程を定めたときは、速やかに教育委員会に届け出なければならない。
- 4 校長は、前期課程における当該年度の教育課程の実施状況を翌年度の4月末日までに教育委員会に報告しなければならない。

(学年の授業時数)

第19条 学年の授業時数については、校長が定める。

(修学旅行)

第20条 修学旅行の実施については、教育委員会が別に定める基準によらなければならない。

2 校長は、宿泊を要する修学旅行（海外修学旅行を除く。）を行う場合には、実施の日の14日前までに教育委員会に届け出なければならない。

3 校長は、海外修学旅行を行う場合には、実施の日の60日前までに教育委員会の承認を受けなければならない。

(校外行事)

第21条 教育活動の一環として行う校外行事のうち、次に掲げるものについては、教育委員会が別に定める基準により企画し、これを行うものとする。

(1) 学校以外の施設を利用する実習及び見学

(2) 運動・技術・芸能に関する対外競技

(3) 水泳・臨海学校・キャンプ・登山その他教育委員会の指定する特殊な校外行事

2 前項に定める行事（教育関係機関又は教育関係団体が主催又は共催するものを除く。）を宿泊により行う場合（海外で行う場合を除く。）には、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

3 校長は、前項の行事を海外で行う場合には、実施の日の60日前までに教育委員会の承認を受けなければならない。

(行事の届出)

第22条 前2条に規定する場合を除くほか、校長は、卒業式その他重要な行事を行うときは、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

第4章 教科書及び教材

(教科書)

第23条 教科書は、文部科学大臣の検定を経たもの又は文部科学省が著作の名義を有するものについて教育委員会が採択するものとする。

(準教科書)

第24条 教科書の発行されていない教科又は科目については、校長は、

教科書に準じて使用する教科用図書（以下「準教科書」という。）を定めるものとする。

- 2 校長は、準教科書を定める場合は、使用する日の30日前までに教育委員会の承認を受けなければならない。

（教材の選定）

第25条 学校において教科、総合的な学習の時間、総合的な探究の時間及び特別活動の指導のために使用する図書その他の材料（以下「教材」という。）は、校長が教育効果の向上のため有益適切と認めたものでなければならない。

- 2 校長は、教材を生徒に購入使用させるにあたっては、保護者の経済的負担について考慮しなければならない。
- 3 校長は、前期課程の生徒全員の教材として、教科書又は準教科書と併用する副読本、解説書、参考書又はこれらに類するものを継続的に使用させようとするときは、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。
- 4 前3項に規定するもののほか、教材の使用に関し必要な事項については、校長が定めるものとする。

## 第5章 学期及び休業日

（学期）

第26条 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第29条の規定に基づく学期は、次の2学期とする。

- （1）前期 4月1日から9月30日まで
- （2）後期 10月1日から翌年3月31日まで

- 2 前項の規定にかかわらず、校長は、教育上必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けて、前期の終期又は後期の始期を変更することができる。

（休業日）

第27条 学校教育法施行令第29条の規定に基づく休業日は、次のとおりとする。

- （1）学年始め休業日 4月1日から4月5日まで
- （2）夏季休業日 7月21日から8月28日まで



- (3) 秋季休業日 後期の開始の日から3日間
- (4) 冬季休業日 12月24日から翌年1月6日まで
- (5) 学年末休業日 3月25日から3月31日まで
- (6) 臨時休業日 校長が教育上特に休業を必要と認めて、あらかじめ教育委員会の承認を受けた日

2 校長は、前項第1号から第5号までの休業日については、あらかじめ教育委員会の承認を受けて、その時期を変更し、又はその日数を通算した範囲内で増減することができる。

3 校長は、教育上必要があるとき又はやむを得ない特別の事由があるときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けて、休業日に授業を行うことができる。

(臨時休業)

第28条 前条の規定にかかわらず、非常変災、感染症の予防、その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる。

2 校長は、前項の規定により授業を行わなかったときは、臨時休業報告書(様式第1号)により教育委員会に報告しなければならない。

(振替授業)

第29条 校長は、学校運営上特に必要があると認めるときは、休業日と授業日を相互に振り替えて授業を行うこと(以下「振替授業」という。)ができる。

2 校長は、振替授業を行うにあたっては、体育祭、文化祭その他恒例の学校行事による場合を除くほか、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

(臨時休業の場合の授業時数確保のための措置)

第30条 校長は、第28条の規定により臨時に授業を行わなかったため、第19条に定める授業時数の確保が困難と認められる場合は、休業日に授業を行うことができる。

2 前条第2項の規定は、前項の規定により休業日に授業を行う場合において準用する。

第6章 生徒

(入学の志願及び募集等)

第31条 校長は、入学志願者に対し、教育委員会の定めるところにより、入学者選抜を行うものとする。

2 学校に入学を志願することができる者は、本人及び保護者が本市に居住する者とする。

3 前項の規定により学校に入学を志願することができない者又は特にやむを得ない事情のある者は、当該学校の校長の承認を受けて学校に入学を志願することができる。

(志願手続)

第32条 学校に入学を志願しようとする者は、所定の入学願書に必要な書類及び入学検査料を添え、志願する学校の校長に提出しなければならない。

2 前項の規定により第1学年に入学を志願する場合には、在籍(出身)小学校長等を経由するものとする。

(編入学等)

第33条 校長は、教育上支障がない場合に限り、正当な理由があり、かつ、相当の年齢に達し、相当の学力及び適性があると認められた者に対して、前期課程にあつては相当の学年に、後期課程にあつては相当の期間を在学すべき期間として、編入学及び転入学を許可することができる。

2 前項による認定に必要な事項は、校長が定める。

3 第31条第2項及び第3項の規定は、第1項の入学又は転学をしようとする者に準用する。

(入学等の時期)

第34条 入学許可の時期は、学年の始めとする。ただし、前条第1項の規定により入学を許可されたとき、又は特別の事由があるときは、学年の途中においても、学期の区分に従い、入学を許可することができる。

(入学手続)

第35条 入学を許可された生徒の保護者は、入学の日から7日以内に保証人と連署して誓約書(様式第2号)を校長に提出しなければならない。

ならない。

- 2 生徒の保護者又は保証人が変更になったときは、改めて誓約書を提出しなければならない。

(保護者)

第36条 第31条第2項及び前条に規定する保護者は、生徒に対して親権を行う者(親権を行う者がいないときは、未成年後見人又は未成年後見人の職務を行う者)をいう。

(保証人)

第37条 第35条の保証人は独立の生計を営む成年者で学校に対して保護者ととともに生徒に関する一切の責任を負うことができる者の中から保護者が選定したものでなければならない。

- 2 校長は、保証人が適当でないと認めたときは、これを変更させることができる。

(転居等)

第38条 保護者は、本人、保証人又は生徒が転居又は氏名変更をしたときには、速やかに校長に届け出なければならない。

(転学、転籍及び退学)

第39条 転学、転籍又は退学しようとする者は、その事由を具し、保護者と連署して校長に願い出なければならない。この場合において、病気により退学しようとするときは、医師の診断書を添えなければならない。

(留学)

第40条 後期課程に在籍する生徒が外国の高等学校に留学しようとするときは、その事由及び期間、留学しようとする高等学校の名称その他校長が定める事項を具し、保護者と連署して、校長に願い出なければならない。

- 2 校長は、教育上有益と認めるときは、前項の留学を許可することができる。

- 3 前項の許可を受けて留学した生徒は、留学が終了したときは、保護者と連署して、直ちにその旨を校長に届け出なければならない。

- 4 第2項の許可を受けて留学した生徒が、第57条第2項に規定する

単位の修得の認定を受けようとするときは、保護者と連署して、単位修得証明書等外国の高等学校における履修を証するに足る書類を添え、校長に願い出なければならない。

5 第2項の許可を受けて留学した生徒が、留学の期間を変更しようとするときは、その事由及び期間を具し、保護者と連署して、校長に願い出て、その許可を受けなければならない。

6 校長は、留学の事由がなくなつたと認めたときは、当該生徒の留学を取り消すことができる。

(休学)

第41条 後期課程に在籍する生徒が病気その他、やむを得ない事由のため、3月以上出席することができないときは、その事由及び期間を具し、保護者と連署して、医師の診断書等その事由を証するに足る書類を添え、校長に休学を願い出ることができる。

2 校長は、前項の事由を適当と認めるときは、休学を許可することができる。

3 休学の期間は、3月以上1年以内とする。ただし、校長が必要と認めるときは、その期間を延長することができる。

(休学の取消し)

第42条 休学の許可を受けた後、3月までにその事由がなくなつたときは、保護者と連署して、医師の診断書等その事由を証するに足る書類を添え、校長に休学の取消しを願い出ることができる。

2 校長は、前項の規定により願い出があつた場合には、当該休学を取り消すことができる。

(復学)

第43条 休学中の生徒が、その事由がなくなつたことにより復学しようとするときは、その事由及び期日を具し、保護者と連署して、医師の診断書等その事由を証するに足る書類を添え、校長に願い出て、その許可を受けなければならない。ただし、休学の許可を受けた後3月までの間は復学を願い出ることにはできない。

2 休学期間の満了後1月以内に復学又は退学の手続をしない生徒については、校長は、退学を命ずることができる。

(再入学)

第44条 校長は、退学後2年以内に再び入学を願い出た者のあるときは、事由により、入学学力検査を行うことなく、前期課程にあつては相当の学年に、後期課程にあつては相当の期間を在学すべき期間として入学を許可することができる。

2 第35条の規定は、再入学の場合に準用する。

(健康診断)

第45条 校長は、毎学年定期に生徒の健康診断を行わなければならない。

2 校長は、必要があると認めるときは、臨時に生徒の健康診断を行うことができる。

3 校長は、健康診断を行ったときは、実施後20日以内に健康診断報告書(様式第3号)により教育委員会に報告しなければならない。

(予防措置等)

第46条 校長は、前条の健康診断の結果に基づき、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 病気の予防処置を行うこと。

(2) 病気の治療を受けるべきこと、又は病気の予防処置を行うべきことを生徒又は保護者に指示すること。

(3) 生徒の運動及び作業を軽減すること。

(忌引等の取扱い)

第47条 校長は、生徒が次の各号に掲げる理由のため出席しなかったときは、欠席の取扱いをしない。

(1) 忌引

(2) 学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第19条の規定による出席停止

(3) 風、水、火災その他の変災による事故

(4) 前各号に掲げるもののほか、校長が必要と認める場合

2 前項第1号に掲げる理由のため欠席の取扱いをしない日数は、父母については7日、祖父母又は兄弟姉妹については3日、伯叔父母又は曾祖父母については1日とする。ただし、葬祭のため、遠隔の地に旅

行する必要がある場合には、往復日数を加算することができる。

- 3 第1項第2号から第4号までに掲げる理由のため欠席の取扱いをしない日数は、その都度必要と認められる日数とする。

(前期課程の生徒に関する通知書の様式)

第48条 校長が学校教育法施行令第20条の規定により教育委員会に通知するときは、生徒に関する通知書(様式第4号)により行うものとする。

- 2 校長が学校教育法施行令第22条の規定により前期課程修了者の氏名を教育委員会に通知するときは、前期課程修了者の通知書(様式第5号)により行うものとする。

(表彰)

第49条 校長は、学業、人物その他について優秀な生徒を表彰することができる。

- 2 前項の規定による表彰の手續等については、校長が定める。

(出席停止)

第50条 校長は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返し行う等性行不良であつて他の生徒の教育に妨げがあると認める前期課程に在籍する生徒があり、出席停止の措置を講ずる必要があると認められる場合は、出席停止に関する報告書(様式第6号)により速やかに教育委員会に報告しなければならない。

- (1) 他の生徒に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
- (2) 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
- (3) 施設又は設備を損壊する行為
- (4) 授業その他教育活動の実施を妨げる行為

(懲戒)

第51条 生徒の懲戒処分は、退学、停学及び訓告とする。

- 2 前項の規定による懲戒処分は、保護者あるいは保証人の立会のうえ、校長が告知する。

- 3 第1項の規定にかかわらず、前期課程の生徒に対しては、懲戒処分として停学を行うことはできない。

第52条 退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行うもの

とする。

- (1) 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で、成果の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなく、出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

2 停学は、30日以内の期間登校を停止するものとする。

第53条 校長は、生徒に懲戒による退学を命じたときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

## 第7章 成績の判定及び卒業の認定

### (成績の判定)

第54条 生徒の成績の判定は、担任教員の行った評価その他の資料及びその意見に基づき、学習指導要領に示されている目標を基礎として校長が行う。

2 前項の判定の方法については、校長が定めるものとする。

### (前期課程の修了)

第55条 前期課程に在籍する生徒の学年末における当該学年の課程の修了の認定は、校長が行う。

### (後期課程の履修の認定)

第56条 後期課程に在籍する生徒が学校の定める指導計画に従って受けた授業時数が学年の授業時数の3分の2以上の場合、校長は、科目及び総合的な学習の時間の履修を認定するものとする。ただし、特別の事由がある場合には、補講その他適切な指導を実施し、その時数を授業時数に算入することができる。

### (単位の修得の認定)

第57条 前条の規定により履修を認定された科目及び総合的な学習の時間の成果が、教科及び科目の目標並びに総合的な学習の時間のねらいから見て満足できると認められる場合は、校長は、学年末において、当該科目及び総合的な学習の時間について所定の単位を修得したことを認定するものとする。ただし、必要がある場合には、単位の修得の認定を学期の区分ごとに行うことができる。

2 前条及び前項の規定にかかわらず、校長は、第40条第2項の規定

により留学を許可した生徒について、学年の途中においても、外国の高等学校における履修を学校における履修とみなし、36単位を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。

- 3 校長は、教育上有益と認めるときは、当該校長の定めるところにより、生徒が行う学修であつて、高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）の定めるところにより合格点を得た試験科目（同令附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）の定めるところにより合格点を得た受検科目を含む。）に係るものを、当該生徒の在学する中等教育学校の後期課程における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることができる。
- 4 校長は、前3項の規定により、単位修得の認定を受けた者に対しては、請求に応じて単位修得証明書又は成績証明書を交付するものとする。

（学校間の連携等）

第58条 校長は、教育上有益と認めるときは、後期課程に在籍する生徒が当該校長の定めるところにより他の高等学校又は特別支援学校の高等部において一部の科目の単位を修得したときは、当該修得した単位数を、全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができる。

- 2 校長は、当該校長の定めるところにより、他の高等学校の生徒について、一部の科目の履修を許可することができる。

（学校外の学修の単位認定）

第59条 校長は、教育上有益と認めるときは、当該校長の定めるところにより、生徒が行う次に掲げる学修を当該生徒の在学する中等教育学校後期課程における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることができる。

- (1) 大学、高等専門学校又は専修学校の高等課程若しくは専門課程における学修その他の教育施設等における学修で文部科学大臣が別に定めるもの
- (2) 知識及び技能に関する審査で文部科学大臣が別に定めるものに係



る学修

(3) ボランティア活動その他の継続的に行われる活動（当該生徒の在学する学校の教育活動として行われるものを除く。）に係る学修で文部科学大臣が別に定めるもの

（与えることのできる単位数の上限）

第60条 第58条の規定により与えることのできる単位数及び前条の規定により与えることのできる単位数の合計数は、36を超えないものとする。

（原級留置）

第61条 校長は、各学年の課程の修了を認めることができないと判定した生徒その他進級させることが教育上不相当であると認める生徒については、原学年に留め置くことができる。

2 校長は、前項の処置を行ったときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

（卒業の認定等）

第62条 校長は、所定の教育課程を修了したと認められる生徒には、卒業を認定し、卒業証書（様式第7号）を授与しなければならない。

2 卒業を認定する時期は、3月とする。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる生徒については、当該各号に定める時期に卒業を認定することができる。

(1) 第6学年において第40条第2項の規定による許可を受け留学をした生徒であって、当該学年を超えて留学し、第57条第2項の規定により単位の修得を認定されたもの 第57条第2項の規定により単位の修得を認定した時期

(2) 第56条ただし書の規定により単位の修得を認定されたもの 第56条ただし書の規定により単位の修得を認定した時期

(3) 帰国子女等で、学年の途中において学期の区分に従い入学を許可されたもの 学期の区分に従い単位の修得を認定した時期

第8章 施設等の管理

（管理）

第63条 校長は、学校の施設、設備及び備品（以下「施設等」という。）

の管理を統轄し、職員は、校長の定めるところにより、施設等の管理を分掌する。

2 校長は、施設等の管理簿を備え、その現況を記載しておかなければならない。

3 校長は、毎年度の施設等の現況を翌年度の4月末日までに教育委員会に報告しなければならない。

(施設等の利用)

第64条 学校教育法（昭和22年法律第71号）第137条の規定により施設等を社会教育その他公共のために利用させることに關し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(施設の改造等)

第65条 校長は、学校の施設の一部を改造し、又は使用目的を変更しようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。

(滅失又は損傷の報告)

第66条 校長は、施設等の一部又は全部が滅失又は損傷したときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

(防火管理者等)

第67条 校長は、副校長又は教頭に消防法（昭和23年法律第186号）第8条第1項又は第36条第1項において読み替えて準用する第8条第1項に規定する防火管理者又は防災管理者を命ずる。

(非常変災等の対策措置)

第68条 校長は、非常変災その他急迫の事態に備えて、生徒の避難その他職員の講ずべき処置等に関する計画を年度当初に策定し、教育委員会に報告しなければならない。

2 校長は、避難又は消火訓練及び消防設備の点検を定期的に行なわなければならない。

3 学校の重要な文書、記録、備品等については、非常持出品目録を作成し、標識を付けるものとする。

(宿日直勤務)

第69条 校長は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、職員に、

宿日直勤務を命ずることができる。

- (1) 非常変災の場合
- (2) その他校長が必要と認める場合

2 前項に規定するもののほか、宿日直勤務に関し必要な事項は、校長が定める。

## 第9章 服務

(履歴書)

第70条 校長は、職員が新たに配置されたときは、速やかに履歴書(様式第8号)を作成しなければならない。

(教員の研修)

第71条 校長は、教員の職責を遂行するために必要な研修を奨励するとともに研修計画を策定し、その実施に努めなければならない。

(服務報告)

第72条 校長は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

- (1) 死亡したとき
- (2) 公務上の災害を受けたと認められるとき
- (3) 学校教育法第9条第1号、第2号又は第4号に該当することとなったとき
- (4) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条第1項第1号から第3号まで又は同条第2項各号のいずれかに該当すると認められるとき
- (5) 前各号に掲げるもののほか、身分上の取扱いを要すると認められる事実が発生したとき

(補則)

第73条 この章に定めるもののほか、職員の服務については、教育委員会が別に定める。

## 第10章 文書

(表簿)

第74条 学校において備えなければならない表簿は、学校教育法施行規則第28条第1項に規定するもののほか次のとおりとする。

- (1) 学校沿革誌
- (2) 卒業証書授与台帳
- (3) 旧職員の履歴に関するもの
- (4) 学校要覧
- (5) 教育指導計画に関するもの
- (6) 転学者、退学者、留学者及び休学者に関するもの
- (7) 生徒の賞罰に関するもの
- (8) 第48条の規定による通知に関するもの
- (9) 職員の進退及び給与に関するもの
- (10) 職員会議録
- (11) その他法令に規定するもの  
(指導要録等)

第75条 生徒の指導要録（写及び抄本を含む。）及び出席簿の規格様式及び取扱いは、教育委員会が別に定める基準によるものとする。  
(定例報告)

第76条 校長は、次の表の左欄に掲げる事項についてそれぞれ当該中欄に掲げる期日までに、教育委員会に報告しなければならない。

事項	期日	様式
1 卒業（修了）認定の状況	4月1日（第62条第3項の規定による卒業の認定については、当該認定後10日以内）	様式第9号
2 入学許可の状況	4月10日（第33条第1項の規定による入学の許可については、当該許可後10日以内）	様式第10号
3 各教科・科目の年間授業時間数	3月31日	様式第11号

(報告)

第77条 校長は、生徒数、学級数及び職員数を教育委員会に報告しなければならない。

- 2 校長は、職員の勤務状況を教育委員会に報告しなければならない。  
(事故報告)

第78条 校長は、次に掲げる事故が発生したときは、直ちに教育委員会にその事情を連絡し、速やかにその詳細に報告しなければならない。

- (1) 生徒のはなはだしい非行
  - (2) 職員又は生徒の事故による傷害又は死亡
  - (3) 職員又は生徒の感染症その他の集団疾病
  - (4) 災害その他の突発事故
- (事務処理)

第79条 学校における文書処理、公印の取扱いその他の事務処理については、この規則に定めるものを除くほか、教育委員会が別に定める。

#### 第11章 授業料等

(授業料等)

第80条 市が徴収する授業料・手数料等については、千葉市立学校授業料等徴収条例（昭和34年千葉市条例第23号）及び千葉市証明等手数料条例（昭和22年千葉市条例第15号）の定めるところによる。

(授業料滞納者に対する処置)

第81条 校長は、後期課程に在籍する生徒が授業料を滞納したときは、出席停止を命ずることができる。

- 2 校長は、授業料の滞納が3月を超える後期課程に在籍する生徒に対しては、退学を命ずることができる。

#### 第12章 学校評価

(自己評価)

第82条 学校は、当該学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

- 2 前項の評価を行うに当たっては、学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

(学校関係者評価)

第83条 学校は、前条第1項の規定による評価の結果を踏まえた当該学校の生徒の保護者その他の当該学校の関係者（当該学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

(評価結果の設置者への報告)

第84条 学校は、第82条第1項の規定による評価の結果及び前条の

規定により評価を行った場合はその結果を教育委員会に報告するものとする。

### 第13章 雑則

(委任)

第85条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

#### 附 則

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第18条、第23条から第25条まで、第31条、第32条及び第80条の規定は令和3年4月1日から施行する。

2 令和4年4月1日から令和9年3月31日までの間における生徒定員は、第3条の規定にかかわらず、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間

前期課程		
1年	計	
160人	160人	

(2) 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間

1年	2年	計	
160人	160人	320人	

(3) 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間

前期課程				
1年	2年	3年	計	
160人	160人	160人	480人	

(4) 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間

前期課程			後期課程		
1年	2年	3年	4年	計	
160人	160人	160人	160人	640人	

(5) 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間

前期課程			後期課程			
1年	2年	3年	4年	5年	計	

160人	160人	160人	160人	160人	800人
------	------	------	------	------	------

3 令和4年3月31日までの間、第18条、第24条、第25条、第31条及び第32条の規定中「校長」とあるのは「教育長が別に定める者」とする。

4 令和4年3月31日までの間、第80条の規定中「千葉市立学校授業料等徴収条例（昭和34年千葉市条例第23号）及び千葉市証明等手数料条例（昭和22年千葉市条例第15号）」とあるのは「千葉市証明等手数料条例（昭和22年千葉市条例第15号）」とする。

様式第1号

臨時休業報告書

年 月 日

（あて先）千葉市教育委員会

千葉市立 中等教育学校長

下記により、臨時休業しましたので報告します。

記

事 由	
期日又は期間	
休業した学年	
生徒の処置	
その他特記事項	

様式第2号

誓 約 書

年 月 日

(あて先) 千葉市立 中等教育学校長

現 住 所 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_ (※)

現 住 所 \_\_\_\_\_

保証人氏名 \_\_\_\_\_ (※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください

次の者の在学中は、校則その他の規定を守らせるとともに、本人の一身上のことに關しては、一切私どもにおいてお引き受けします。

現住所 \_\_\_\_\_

生徒氏名 \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日



様式第3号

健康診断報告書

年 月 日

(あて先) 千葉市教育委員会

千葉市立 中等教育学校長

下記により、健康診断をいたしましたので報告します。

記

実施年月日	
実施の場所	
定期臨時の別	
実施学年及び生徒数	
健康診断医師氏名	
特記事項	

様式第4号

生徒に関する通知書

年 月 日

(あて先) 千葉市教育委員会

千葉市立 中等教育学校長

学校教育法施行令第20条による該当者を、下記のとおり報告します。

記

学 年 組		欠 席 理 由	
生 徒 氏 名			
生 年 月 日			
保 護 者 氏 名		そ の 他 特 記 事 項	
現 住 所			
欠 席 期 間			
担 任 教 員 職 氏 名			

記入上の注意 備考欄には原級留置の内訳その他必要事項を記入する。

様式第5号

前期課程修了者の通知書

年 月 日

(あて先) 千葉市教育委員会

千葉市立 中等教育学校長

学校教育法施行令第22条による該当者を、下記のとおり報告します。

記

番号	生徒氏名	生年月日	保護者氏名	現住所	備考

様式第6号

出席停止に関する報告書

年 月 日

(あて先) 千葉市教育委員会

千葉市立 中等教育学校長

このことについて、次の生徒は、以下に掲げる行為を繰り返し行う等性行不良であつて、他の生徒の教育に妨げがあることから、出席停止が必要であると認められるので、報告します。

記

学年・組	年 組	生徒氏名	
保護者氏名			
現住所			
行為の状況			
上記の行為が繰り返された期間		年 月 日 ( ) 頃から現在まで	

卒業証書

氏名

年 月 日生

校印

右は本校 科の課程を修了したことを証する

年 月 日

千葉市立 中等教育学校長

印

第 号

様式第8号

氏名 コード番号		履 歴 書				(甲号)	
氏 ふりがな 名	印 により 年 月 日改姓(名)				旧 氏 名	により 年 月 日改姓(名)	
	により 年 月 日改姓(名)					性別 生年月日	男・女 年 月 日
	現 住 所	〒 T e l				本 籍 地	都・道・府・県
				都・道・府・県			
				都・道・府・県			
				都・道・府・県			
学 歴	学校	学部	科名	就学期間	修業区分		
				年 月～年 月 日	第 学年	卒・修・退	
				年 月～年 月 日	第 学年	卒・修・退	
				年 月～年 月 日	第 学年	卒・修・退	
				年 月～年 月 日	第 学年	卒・修・退	
				年 月～年 月 日	第 学年	卒・修・退	
				年 月～年 月 日	第 学年	卒・修・退	
教育職員免許状	種 類	教科又は特別支援教育	番 号	授与年月日		授与権者	
	①			. . . 有効期間満了日 . . .			
	②			. . . 有効期間満了日 . . .			
	③			. . . 有効期間満了日 . . .			
	④			. . . 有効期間満了日 . . .			
	⑤			. . . 有効期間満了日 . . .			
教員免許更新記録	確認	延長	備考	確認	延長	備考	確認
	延期	免除	更新	延期	免除	更新	延期
	免除	更新	延長	免除	更新	延長	免除
資格等	種 類	番 号		授与年月日	授与権者		備 考
				. . .			
				. . .			
				. . .			
研 修	区 分	期 間	実施機関	賞 罰	年 月 日	賞 罰 事 項	賞 罰 機 関



様式第9号

卒業認定状況報告書

年 月 日

(あて先) 千葉市教育委員会

千葉市立 中等教育学校長

このことについて、 年度における卒業認定状況を下記のとおり報告します。

記

課 程	学 科	在籍者数			卒業認定者数			原級留置者数			備 考
		〔 2月末日 現在 〕									
全日制	科	男	女	計	男	女	計	男	女	計	

記入上の注意 備考欄には原級留置の内訳その他必要事項を記入する。





